

福祉教育委員会

令和4年9月5日（月）
午前9時58分～午後3時27分
議会第2会議室

【出席委員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、川崎健二委員、
松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・保健福祉部 大城保健福祉部長
 - ・子育て支援部 大松子育て支援部長
- ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○村岡委員長

おはようございます。ただいまから福祉教育委員会を開催いたします。

本日、福井委員が遅参されるとの連絡が入っておりますので、御報告いたします。

まず、今回の台風の影響により本委員会の審査日程を変更する必要がありますので、タブレット端末に掲載の変更審査日程のとおり進めたいと思います。具体的には、本日午前には保健福祉部の審査をできるだけ進め、午後は子育て支援部の審査を行いたいと思います。明日6日は台風が最接近する見込みであるため審査を行わず、7日に保健福祉部の審査を再開し、教育部、富士大和温泉病院の順で進めていきたいと思います。

それでは、審査に入ります前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

まず、執行部の皆様に申し上げます。限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。なお、決算額の数字の読み上げの必要はありません。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いいたします。

次に、委員の皆様に申し上げます。質疑につきましては、決算ですので、その範囲内でよろしく申し上げます。特に市政一般や予算に関する質疑にならないようお願いいたします。

それから、多岐にわたる質疑をお持ちだと思いますが、一度にたくさんの質疑をされると、答弁が分かりにくくなります。該当箇所を示した上で、1回につき2問ぐらいに絞って質疑していただければと思います。

また、審査日程上は詳細説明を求める日程を組んでおりませんので、そのことを踏まえ

た上で審査に臨んでいただきたいと思います。

なお、今回の決算議案審査では、福祉教育委員会として意見や提言を行ったほうがよいと判断した場合は取りまとめを行います。意見や提言がない場合は、取りまとめは行いません。

最後に、参考までにこれまでの決算議案に対する附帯決議の案件一覧をSideBooksのほうに掲載しておりますので、お知らせいたします。

委員の皆様、以上のとおりよろしくお願いいたします。

それでは、議案審査に入ります。

第55号議案 令和3年度佐賀市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、執行部に説明を求めます。

◎第55号議案 令和3年度佐賀市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

17番の246ページ、出産一時金の問題、154件というのが報告されましたけれども、過去、令和3年度を含めて3年間の出産一時金を支給した人数の変化が分かれば教えてください。

○馬場保険年金課長

出産育児一時金のここ3年間の件数でございますが、令和3年度は先ほど申し上げました154件、令和2年度は148件、令和元年度は175件でございます。

○松永憲明委員

この人数の変化について、どういうふうに捉えておられますか。

○馬場保険年金課長

具体的にこれだという要因はなかなか難しいところでございますが、ただ、令和2年度がそのほかの年度に比べて極端に落ち込んでいるところを考えると、やはりコロナ等の影響があるのではないかというふうな推測をしているところでございます。令和3年度につきましては、若干また上がってきているところがございますので。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方いらっしゃいますか。

○山下委員

災害減免で62件と言われていたと思うんですが、資料17の230ページでしたかね、62件1,300万円というのはたしか災害の分ですよ。それで、ほかの減免に関しての状況をちょっとお知らせいただきたいんですが。

○馬場保険年金課長

国保税の減免関係がほかにどういったものがあるかということですか。

(発言する者あり)

国保税の減免については、火災等の減免が約11件、70万円ほどございます。これは大雨による水害とか火災に要するものです。それとあと、非自発的失業減免、これは本人の事情ではない失業ですけれども、これが8件で51万円ほどございます。

あと、刑事施設等収容減免というのがございまして、これは収監された場合にその期間の減免をすることでございますけれども、これが45件ほどあって87万円ぐらいですね。

あと、東日本大震災のときの減免が令和3年度1件、2万6,800円分がございます。

それと、旧被扶養者減免というのが制度上ありまして、これは協会けんぽとかほかの社会保険とかの被扶養者であった方が、その社会保険に入られていた方が後期高齢者に入ったことに伴いまして、被扶養者に後期高齢者としての保険料がかかってくる事態になりますので、その分を減免するような制度が——負担が急に高くなりますので、今まで被扶養者として払わなくてよかったのが、保険税が……

○保険年金課職員

今まで社会保険の扶養になっていた方が、扶養していた人が後期高齢者に移行することによって国民健康保険に入らなければいけないようになるんですけど、その方の負担が、今まで払わなくてよかった分が新たに発生することになるので、この分を減免することになるものでございます。

○馬場保険年金課長

そういった減免が147件の490万円ほどあります。これが大体、国保税の減免関係の数字でございます。

○山下委員

そうすると、2割5割7割の法定減免以外の低所得減免は、いわゆる非自発的失業者分だけということになりますかね。

○馬場保険年金課長

所得が落ちたという方に対しては非自発的失業減免がございまして、あと、コロナ関係で事業収入が落ちたとか、そういった方に対しては、また別途、コロナの減免がございまして。

○山下委員

コロナ関連はどうなっていますか。

○保険年金課職員

令和3年度のコロナ減免については、62件、約1,300万円になっております。

○山下委員

コロナ関連の減免に関しては、全部国の手当てがあるということでもよかったですかね。

○馬場保険年金課長

コロナ減免については、国のほうからその分補填があります。

○山下委員

申請があって、適用されなかった件数は分かりますか。

○村岡委員長

そういう事例はありますか。

○馬場保険年金課長

この件については、至急調べてお答えしてよろしいですか。

○村岡委員長

山下委員、何かそういう情報はあるんですか。事実確認のみですね。

○保険年金課職員

すみません、詳しい資料をちょっと手持ちで持っておりませんので、申し訳ありません。

○村岡委員長

では、後もって回答ということで、ほかに御質疑のある委員の皆さんはいらっしゃいませんか。

○山下委員

もう一つは資料19の352ページですかね、保健事業ですね。人間ドックとか脳ドックのほうの受診件数というか、受診人数というのは、この3年間どうなっていますでしょうか。助成件数といいますか。

○保険年金課職員

令和元年からでよろしいですか。令和元年は人間ドックが893人、脳ドックが199人、令和2年度が人間ドック1,103人、脳ドックが111人、令和3年度は人間ドックが1,144人、脳ドックが125人となっております。

○山下委員

ということは、一応増えている傾向ですね。分かりました。

先ほどの説明の中で、医療給付費の関係で被保険者は減っているけれども、高齢化とか医療の高度化などで高額医療費が増えているということに関しての説明がありましたよね。それで、医療費が高くかかってしまう、要するに重症化とかを防ぐ上での検診というのはとても重要だと思うんですけども、そこら辺でこの間ずっと増えてきているという点では、何か努力、PRとかをされてきていたんですか。そこら辺はどうですか。

○馬場保険年金課長

やはり高額な医療費がかかる人たちを減らしていくというのが非常に重要なことだと思っております。先ほどの人間ドックとか脳ドックの助成もそうですけれども、それと同時に特定健康診査の、いわゆる生活習慣病による治療費というのめかなり上がっている部分もございますので、特定健康診査を受けていただくように、例えば、インセンティブとか、受けられた方に対して景品とか、そういったものをする事で受診率を高めたりとか、そして、特定健診と併せまして特定保健指導というのもまた重要でございます。健

診を受けられた方の中から数値が非常に高い方を対象に保健指導を行いまして、特定保健指導につきましては年間1,200人の方々に対していろいろな指導をしているところで、こういったところで総合的に医療費を抑制するような施策をやっているところがございます。

○山下委員

分かりました。

特定健診に関してなんですけれども、例えば、うちの場合、議会というか、市役所で受けたら、それを特定健診のほうにカウントするというふうなことでオーケーですかという確認の欄がありますよね。要するにいろんなところで受けている職域だとか、組合だとか、そういうところで受けてあるものをきちんと集約するというのをこの間取り組んでおられたと思うんですが、そこら辺はどれぐらい把握が進んでいるんですか。

○馬場保険年金課長

会社等で受けられた特定健診、そういったデータを集めることで受診率を上げる取組ということなんですけれども、これにつきましてはこちらも推進しているところで、例えば、市報での周知、あるいは受診券に同封するチラシ、未受診者への受診勧奨通知に案内を記載しているところで、この協力者ですね、データを提出された方については粗品をお渡しして推進を図っているところございまして、ちなみに令和3年度は113件ほどデータの協力者の方がいらっしゃいました。

○山下委員

データ提供協力者113というのは被保険者一人一人のことですよ。とても少ない感じがするんですが、協力事業者じゃなくて協力者ですよ。そこら辺ですよ。だから、この数字というのはそんなもんなんですか。データ協力、増えていますか、それとも、あまり変わっていないとか。

○保険年金課職員

職場健診等の情報をいただいた分ですが、令和元年が182件、令和2年が141件となっております。

それで、この分ですけど、事業者の方に——今、その辺のやり方を考えている状態なんですけど、他市の状況とか聞いてもまだそこまで取組が進んでいない部分なので、今ちょっと受診率が伸び悩んでいますので、そういうところをちょっと開拓して、増やしていけたらというふうには考えているんですけど、そのやり方を今ちょっと模索しているところですね。

○山下委員

結局受けていないわけじゃなくて、受けているけれども、受けている人がカウントされていないということなわけですよ。だから、そのところをしっかりと把握していくというのは大事だよということでの取組だと思えますよ。だから、こっちは何かが減ってしまっているというのが、182件から141、113と減ってしまっているというのは何

か理由があるのでしょうか。

○保険年金課職員

ちょっと理由というところまでは分からないんですけど、基本的に今もらっている分は、こちらからの勧奨はがきを受けていない方、うちのほうにデータがまだ入っていない方に対して年2回受診勧奨を行っているんですけど、その中に、職場等で健診を受けられた方も情報をいただければ特定健診を受診したというふうにみなすことができるので、御協力をお願いしますという通知を送っている分で、反応されて送ってこられる方とか、連絡してこられて、こちらから返信用の封筒を送って、送っていただくというような部分で集めた分になります。今ちょっと考えているのは、事業者宛てにどうにか勧奨できないかというふうに考えているんですけど、誰がどこに勤めているというところまで把握して、そこをピンポイントで勧奨していかなければいけないので、その辺のうまいやり方が、例えば、中小企業の団体をお願いして、そこから下ろしてもらおうとか、その辺ができないかというのをちょっと今考えているところです。

○山下委員

今言われたように、中小企業の方たちにとっても国保税は高いというのがずっと言われてきているわけなので、中小企業の話だと経済部というふうになりがちですが、この国保としっかり絡んでいくということはすごく大事なわけですね。なので、そこら辺はしっかり経済部とも協力しながら、ネットワークといいますか、そういうのを生かしていくことができるのではないかなと思いますので、今言われたように取組が始まったと言ってからずっと何となく、まだ増えていないなという印象を受けましたので、そこら辺はぜひ工夫して、ちゃんと受けている人たちはちゃんと把握すると。その上で受けていない人に受けてもらうという両方の取組が必要だと思いますので、そこはちょっと意見として申し上げたいと思います。

○村岡委員長

じゃ、そのような対応をよろしくをお願いします。

ほかに御質疑のある方。

○川副委員

資料19の340ページ、後発医薬品使用促進事業ということでジェネリックの使用者が推移としてどのくらい増えているのか、分かればお願いいたします。

○馬場保険年金課長

ジェネリック医薬品の使用割合でございますけれども、ちょっとここ一、二年間の資料しかございませんけれども、令和3年度が81.5%で、令和2年度が80.4%で、若干上がっているところでございます。

○川副委員

例えば、佐賀市の調剤費で、令和3年度と令和2年度の調剤費の金額が分かればお願いし

ます。

○保険年金課職員

すみません、令和3年度の分かる分、調剤費が36億円ぐらいなんです。全体の数字とはちょっと違いますけれども、このジェネリックに替えることによってどれぐらい効果があっているかという数字で、ちょっとそれをお示ししたいと思います。

令和2年度が約230万円だったんですけれども、令和3年度、若干減りまして、198万円ほどになっております。大体この金額で推移しております。ジェネリックに替える効果、国としては80%を目標にしておりますけれども、佐賀市のほうは何年か前にクリアしております、今、81%台で保っているような状態です。以上です。

○川副委員

分かりました。

そしたら、また別の項目で資料17の251ページ、国民健康保険基金積立ということで、現在の積立ての残高が幾らなのか教えてください。

○馬場保険年金課長

現在といたしますと、令和3年度末で2億500万円ほどでございます。

○川副委員

この積立てを取り崩す場合、何か要綱というのはありますか。ただ単に収支を見て、収入が少なくて経費が多かった場合に積立金から支出するということですかね。

○馬場保険年金課長

どういった場合に崩すとかいう要件を定めたものではありません。そういった要綱的なものはございません。

○山下委員

過去やり取りしていたときに、医療費分のおよそ3か月分は残しておきたいというふうなことを言われていたことがあったんですが、県に広域化するもっと前の話ですね。だんだん基金がなくなってしまったからあまりそんな話もしなくなりましたけれども、そういう目安を昔は持っていたんですが、今そこまでは何も考えておられないということですかね。

○村岡委員長

以前との比較で、現在何かという質問です。

○保険年金課職員

先ほど言われたように、広域化になってからについては、給付した分は県がお金を見てくださいということで、基金を持っていないとそこをしのげないということでもないので、今現在はその余った分の——余った分というか、歳入から歳出を引いた分が余剰になるんですけど、その分のまず2分の1は基金に積み立てるということになっておりますので、その分を積み立てたり、必要最小限の分でしております。

それで、今度広域化になって、行く行くは税の県内統一というふうには、今目指して進んでいっているときでございますので、その後の基金の使い道というのをこれからどうしていくかというのは県内で今から協議していくようになっております。

○村岡委員長

ほかに。

○松永憲明委員

また前に戻るんですけど、特定健診の事業についてなんですけれども、予算が1億5,000万円ほどだったと思うんですね。それに対して決算が1億600万円ほどですよ、このようになっています。もともとの計画といいますか、大体人数としてどれくらいの人数を考えられておったのか。予算を立てられたわけですから、そこら辺は見込みといいますか、これくらいはやっぱり受診してほしいというように思われている人数があったんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○馬場保険年金課長

特定健康診査事業につきましては、一応目標としまして、受診率45%を掲げておりました。ただ、結果的には32.8%という数字になったところでございます。

この影響というのも、受診勧奨の通知等を送ったりしておりますけれども、例えば、昨年度につきましては、コロナワクチンの接種等で個別の診療機関での健診推奨の通知をちょっと控えたりとかして、あと、1月以降にまたオミクロン株等で、通常でしたら1月以降の受診率が非常に高くなってくるんですけども、ちょうどその時期にオミクロン株が出て、また受診控えとかも生じたものですから、結果的に目標とは差が出てしまったというようなところでございます。

○松永憲明委員

実は私もここ最近受けていないんですよ。去年全く受けていなくて、時間的余裕もなかったというのもあるし、そういったコロナがはやってきているという状況もあって、ちょっと遠慮しておこうかというのもあったんですけども、予算を立てた以上、やっぱり目標があって、それに近づけていくというのが重要だと思うんですね。そういったことで、どういった対策を講じられてきたのかということを知りたいんですけど。

○保険年金課職員

受診勧奨、受診率を伸ばすための対策ということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

毎年行っているのが、先ほどちょっと出ましたけれども、未受診者の方に対しての受診勧奨はがきを、その方に合ったような内容を数種類つくって送るんですけど、それを年2回行っております。大体9月と1月頃送っている分があって、先ほど課長が申しましたように、9月の分がいつもは結構そこでぐんと伸びていくんですけど、今年についてはそこからワクチンの個別接種が始まるということで、病院に人を集めていいだろうかということ

もちょっと部内で話し合いをしまして、今回は個別健診の分の勧奨は控えておこうということで、一旦そこは縮小しています、勧奨数をですね。それで、今度は1月にその分を取り戻そうとしたところ、オミクロンが広がって行って、まだ伸びきっていないということで受診率がちょっと下がった状態です。

それとあと、これも先ほどちょっと出てきましたけど、受けた方へのインセンティブとして、受けた方の応募とかということなしに抽せん対象として、景品の1等に古湯・熊の川温泉の宿泊ペア券とかをお渡しするようなキャンペーンを、今年もまたやっていますけど、2年前ぐらいから行っているところでございます。

○村岡委員長

ほかに御質疑。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、先ほどの積み残し分をよろしいですか。

○保険年金課職員

まず、コロナ減免のうちの却下になった件数なんですけど、1件となっております。あと、自ら取下げされたのが7件ございます。

○村岡委員長

その要因とか分かりますか。

○保険年金課職員

まず、却下については、30%の減が見られなかったということで却下になっております。あと取下げについても、当初は3割減になるというふうに出されていたんですけども、いろいろこちらからの質問とかをさせていただいた中で、3割減額にならないというような方については取下げをなされました。

○村岡委員長

そういう状況だそうです。山下委員、よろしいですか。

○山下委員

はい。

○村岡委員長

ほかに御質疑ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、次に第56号議案 令和3年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算について執行部の説明を求めます。

◎第56号議案 令和3年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、御質疑ないようですので、次に第57号議案 令和3年度佐賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について執行部に説明をお願いします。

◎第57号議案 令和3年度佐賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

資料19の370ページですが、保健事業費です。こちらも集団検診の受診者数2,032人とありますが、この3年間の推移と、もう一つは、年代別といいますか、70代、80代、90代で大体分かりますか。

○村岡委員長

過去3年と年代別で分かるかということです。

○保険年金課職員

ちょっと年代別では出していなかったもので、よろしいですかね。人数、集団検診の分だけでよろしいですか。

○村岡委員長

まず、どうぞ。

○保険年金課職員

令和元年度が2,114人です。令和2年度が1,874人、令和3年度は2,032人になります。

○山下委員

年代別では特に取っていないということですが、さっき国保のほうでは、少し年代を区切りながら、健診のほうの受診者をされていたと思うんですが、後期高齢だったら後期高齢で、どーんと75歳以上でくくりになってしまっているのかなと今ちょっと思ったんです。70代といたらまだ働いていらっしゃる方もいるし、元気な方がいるし、80代、90代とはまたちょっと違うかなと思うんですよね。なので、そこら辺のつかみ方というか、あまり高齢になるとむしろ検診すること自体が負担になってしまう場合もあったりするから、どこまで勧奨するかといたら、なかなかそうはいかないかもしれないんですが、少なくとも後期高齢者の入り口の方たち、70代とか、何かそこら辺の把握というのは、傾向としてはされているのかどうか。

○村岡委員長

年代別での必要性ということですね、そういった部分についての考えはありますか。

○馬場保険年金課長

確かに、先ほど国民健康保険の説明では年代ごとに出したりしておりました。やはり国民健康保険というのは年齢が幅広いというところもあって、特に前期高齢者、例えば、65

歳から74歳までの方々の医療費が高額になっている傾向があるとか、そういったところをちょっと把握する必要とか、もろもろの関係でこうしておりますけど、確かにおっしゃるように、75歳以上の後期高齢者の方については、そういった70代、80代、90代というところでの分析は、正直今、分類していないような状況でございます。

ただ、先ほどおっしゃられたように、年代ごとに傾向を見る必要というのも十分分かっているところですが、その集計といますか、傾向の取り方については今後工夫させていただきたいというふうに思っております。

○村岡委員長

工夫する考えがあるということです。よろしいでしょうか。

○山下委員

はい。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑ないようですので、執行部の方は退室されて結構でございます。

◎執行部退室

○村岡委員長

ここで一旦休憩を取りたいと思います。11時35分再開です。

◎午前11時23分～午前11時33分 休憩

○村岡委員長

それでは、福祉教育委員会を再開いたします。

次に、第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出3款1項の保健福祉部所管分、第4目までについて執行部に説明を求めます。

◎第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第3款1項関係分 説明

○村岡委員長

申し訳ありません。4目までと言っていましたけれども、説明で12時前まで来ておりますので、今日は一旦説明をここまでにして、ここまでの内容で質疑をお受けしたいというふうに思います。1目、2目、説明していただきました分について、委員の皆様からの御質疑をお受けしたいと思います。御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

○山下委員

後ろのほうから、79ページの今の新型コロナウイルスのことなんですが、要件が緩和されたけれども、思ったほど伸びなかったという御説明でしたよね。何か要因などは分かりますか。

○寺田生活福祉課長

支給要件が、就労の求職活動の回数などが要件緩和だったんですけれども、特例貸付け

を受けていらっしゃる件数は非常に多くて、全ケースにこちらも御案内を送っているんですが、こちらの支援給付金に該当する要件が結構厳しいところがあって、貸付けを受けていらっしゃる方と結構差が大きいんですよ。貸付けを受けられる方は所得の減少の幅で受けられるんですけども、この支援金はある程度、収入が少なく、貯蓄も少なくという形になってきますので、皆さん、緩和されたにしてもこちらのほうに該当する方が少なかったのではないかなと思っております。

あと、本当に就職が厳しいような方は、生活保護のほうに申請とか相談に来られた方も中にはいらっしゃるかなと思ってます。

○山下委員

言われたようにせっかく自立支援金が始まったけれども、ハードルが高くて、実際になかなか当てはまらないというふうな、逆から言えばそういう声もあるわけなんですけれども、結局そういうことに関して、また社協を通じての相談だとか、何かというのが増えたという部分とつながるんでしょうか。さっきコロナのことでの経済関係の相談が結構あったと言われていたんですが、その辺の関連というのはあるんですか。つまり、ここに当てはまらなかった人たちが結局そちらで相談するというふうなことになったりはしているんですか。

○寺田生活福祉課長

こちらの該当しなかった方とかは、自立支援センターのほうにこちらがつながっている方が多くいらっしゃって、自立支援センターのほうでプランを再継続して、例えば、就労準備のほうにつなげたりとかいうやり方を取っているんですけども、中には貸付けを受けているので、社協のほうにそのまま、例えば、CSWのほうにつなげたりとかいう方もいらっしゃるかと思えますけど、ちょっとそこはこちらで把握できていません。

○村岡委員長

よろしいでしょうか。

○山下委員

はい。

○村岡委員長

ほかに2目までで御質疑のある方。

○松永憲明委員

19番の74ページのCSWの配置について、米印で市内全域10人配置しているというふうを書いてあるんですけども、ちょっと私の認識が間違っているかどうか分かりませんが、果たしてそうだったですかね。全部、1か所に集めて、アウトリーチ型でやるというようにされたんじゃないかなかったですかね。

○坂井福祉総務課長

CSWの配置につきましては、先ほど説明していましたように、令和2年度まではこの

補助事業としましては5名を配置していると。そもそもCSWの事業につきましては、市の社協のほうが独自にスタートはしておりましたので、そういう意味では、CSWとしては市内のエリアをカバーはしておりましたけれども、この事業の対象としては10校区、5名から10名に増やしたということでございます。

○福祉総務課職員

CSWの配置につきましては、先ほど委員おっしゃられたように、CSW自体は本庁に事務所を構えておまして、そこから個別相談とか、必要に応じてアウトリーチを各地域にしていくと。そういった形で、活動の対象地域としては全地域に広がったということで運用を進めております。

○松永憲明委員

そうでしょ、やっぱり集めておいてアウトリーチでやるというのが正しいわけですね。そういうふうになっと思ったと思いますので、ちょっとこれを見ると、えっと思ったものだから、確認です。分かりました。

○村岡委員長

ほか、御質疑のある方。

○川副委員

資料の19の75ページ、避難行動要支援者支援対策事業ということで、支援者数に対して支援を希望した方が大体2割ぐらいということですけど、希望していない方は家族や親族、そういう方が対応できるということでこの支援を希望されていないのか、ちょっとそこら辺を詳しくお願いします。

○坂井福祉総務課長

この避難行動の登録ですけれども、地域にいわゆる個人情報を提供しますと、登録された方の状況につきましては、民生委員や自治会長などに提供しております。1つは、自分の情報が地域の方であってもあまり知られたくないという方が相当数いらっしゃるのかなと。そこがまず1つ、皆さんが同意されているわけではないということではないかなと思っております。

もちろん、私どもが決めている条件としましては、要介護認定を受けられた方と、あと、最終的には認定を受けられていなくても、御本人がどうしてもという希望があれば、原則的には私ども受け付けてはおりますので、そういう意味では広く、登録されたいという方はどんどんと申請してくださいというスタンスで受けております。

○村岡委員長

よろしいですか。

○川副委員

はい。

○山下委員

要介護認定者となっていますが、障がいを持つ方も入ると思うんですけれども、高齢者、障がいを持つ方、その他というふうな累計でいくとどんな内訳になりますか。

○坂井福祉総務課長

すみません。

(発言する者あり)

○村岡委員長

じゃ、続けて。

○山下委員

これは今、トータルで2,715人ということだと思いますが、増えているんですか。推移はどうなっていますか。

○坂井福祉総務課長

推移で申しますと、若干減っております。同意者そのものは減っております。大本の該当する登録者そのものは増えておりますが、いわゆる地域のほうに情報を提供していいですよという同意者そのものは年々減っております。毎年、いわゆる転出者、もしくは死亡された方というのがマイナスになりまして、新規の方がプラスになりますけれども、全体で合わせますと若干減っているというのが推移でございます。

○山下委員

よかったら、その具体的な数字の推移をお示しいただけるといいんですが、新規がどうなっているのか。

○村岡委員長

時間かかりますか。どっちにしても、今日は午前中までしか答弁できないので。じゃ、改めて7日。山下委員、これはちょっと持ち越しでよろしいでしょうか。——ついでに。

○山下委員

併せて、個別支援計画までこぎ着けているのが何件あるかというところまで、この中でですね。

○村岡委員長

じゃ、執行部の方、高齢者や障がいを持つ方などの登録者の推移と、先ほどあった個別支援計画まで到達している部分、分かるような形で資料を。

○坂井福祉総務課長

3点ありましたけれども、1点、個別支援計画の作成者につきましては、令和3年度、同意者が2,715名でございますけれども、そのうち2,291名分が作成済みということになっております。以上でございます。

○村岡委員長

すみません、もう一回数字をいいでしょうか。

○坂井福祉総務課長

数字は、2,291でございます。

○山下委員

今度お答えいただけるときに、資料でまとめていただけるんだとすれば、さっき高齢者、障がい者で聞きましたよね。だから、個別支援計画の内容もそのように分けていただけると分かりやすいかと思しますので、お願いします。

ちなみに、障がい者というときに精神障がいの方たちも入っていると思うんですが、そこら辺の対応がどうなっているかもお示してください。

○坂井福祉総務課長

ちょっと分かる部分で、ぼつぼつ御説明で申し訳ございませんが、令和3年度の増減の形でございますけれども、令和3年度中に施設入所で、いわゆる登録から外れた方が105名、あと、死亡や転出で外れた方が236名、合わせまして、いわゆる登録から外れた方が341名です。それに対しまして、新規の登録者が131名でございます。以上です。

○村岡委員長

山下委員、この辺の推移もということでよかったですか。

(発言する者あり)

では、そのような形でお願いいたします。

ほか、御質疑のある委員。

○松永憲明委員

19番の74ページの民生委員の件なんですけれども、現在16人が欠員だということで報告を受けたんですけれども、これは同じ地区がずっと欠員になっているのか、それともまた新たに別の地区で欠員になっているのか、まずそこからお願いします。

○坂井福祉総務課長

どちらもあります。ここのところ、ずっと同じ地区で欠員の状態というところも幾つかございます。あと、3年間の任期なんですけど、その途中で結構、例えば、病気のためにちょっと辞めさせてくれとか、あとは転出された方とかもいらっしゃいまして、3年間のうちに結構増減はいたします。もちろん、辞められた方がいらっしゃれば、当然、地元のほうに話をしまして、何とか大体後任者の方を見つけていただいているという形は取っていますので、それは随時、民生委員は結構替わっているというところはございますけれども、確かに同じ地区で何年か欠員状態というのが幾つかの地区であるというのは事実でございます。

○松永憲明委員

なかなか私の地区でも決まらなかったんですよ。かなり苦勞して、人選したという経過が今年あったんです。この活動内容というのがかなり多岐にわたっているし、世帯数が多ければ多いほど大変な作業量、活動量になっているんじゃないかと思うんですね。非常に世帯数が少ないところはそうでもないと思うんですけれども、かなり負担というのがか

かっているんじゃないかと思うんですけども、こういう人が選任できない理由というのは何かつかんでおられますか。要因といいますか、そういうところは。

○坂井福祉総務課長

今の民生委員の任期が11月30日までですので、ちょうど今、次の一斉改選の事務を行っているところです。いろいろと相談があつています。なかなか見つからんよという電話も結構かかってきてですね。その場合は、できる限り私どもも地元のほうにお伺いしまして、調整を何とかするとか、また、民生委員の業務についての説明をするとかいうことで、何とか欠員が出ないようにということをやっておりますけれども、その理由——そうですね、とにかく成り手が見つからんよというのは、いろんな地区から実際伺います。私どももぜひお願いしますということで、自治会長が一応推薦者ということになりますけれども、何とか、これじゃやっぱりいかんけんがということで見つけていただいておりますけれども、1つはやっぱり民生委員の業務が責任——責任といいますか、多忙でありますし、時間が結構週のうちに幾らとか、活動時間が決められておりますけれども、いわゆる60歳で定年を迎えた後も、結構70代ぐらいまで仕事しているという方がかなりいらっしゃいますので、そういった意味で、本来ちょうどいい年代の方がなかなかいないというのが一番大きい原因ではないかなと思っております。

○松永憲明委員

そうすると、民生委員の方がいらっしゃらない地区というのは、具体的にどういった活動を——誰かがやられているんですか。例えば、自治会長が兼任されるとか、そういう形か何かで業務をこなされているんでしょうか。

○坂井福祉総務課長

実際私が聞いた限りでは、例えば、隣の地区の民生委員がそこまで行って、ちょっとフォローしているというところも聞いていますし、もしくは校区の会長が欠員の地区をフォローしているというようなことで、1人分のフォローまではできないと思いますけれども、必要最低限のフォローはその地区の中でされているというところではないかと思っております。

○松永憲明委員

いずれにしても、何とかしていただける方が見つければ一番いいんですけども、今後、やり方について、この辺の運営の在り方等も含めて、これはやっぱりもう一回きちっと検討していく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、その点についてはどういふふうにお考えになっていますか。

○坂井福祉総務課長

言われるとおり、民生委員の成り手がなかなかないというのは、当然これから先、さらにだと思しますので、私のほうも民生委員の推薦のやり方とか、他の自治体の事例とかもちょっと研究しながら、改善できるところは改善していかないといけないとは思っております。

ますので、その辺は検討させていただきたいと思っております。

○村岡委員長

では、今、時間が12時15分までとなっております。現実問題としては積み残しで、あさっての7日に再開することになりますので、質疑については一旦ここで中断させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、皆様に申し上げます。これ以降の保健福祉部関連の審査につきましては、あさって、7日水曜日の午前9時からスタートしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、これからお昼休憩に入りますので、1時20分、午後は子育て支援部の審査に入りますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

◎午後0時17分～午後1時18分 休憩

○村岡委員長

それでは、子育て支援部の議案審査に入ります。

第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出3款3項及び10款4項について執行部に説明を求めます。

◎第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第3款3項及び第10款4項関係分 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

資料19番の103ページ、クラスルームといるの件なんですけれども、日常的に通っている子どもの人数はわかりますか。それから、併せて職員の対応で、現在の職員数で何人まで対応できるのか、それについてもお答えください。

○山崎子育て総務課長

クラスルームといるでございますが、1日の定員が午前中5人、午後5人ということで、10人ということにしております。登録児童数のほうは、先ほど申し上げましたように66人でございます。

それから、職員数でございますが、現在、指導員が4名、それと児童発達支援管理責任者が1名でございます。先ほども申しましたように子育て総務課の職員が管理者を兼ねておりまして、先ほどの指導員、事務担当のほうも1名、子育て総務課の職員が兼務ということでございます。1日にできる人数は先ほど申しました10人でございます。以上でございます。

○松永憲明委員

登録が66人ということで、さらに午前午後、合わせて10人以上の方で通っていきたいというような希望をお持ちのところがあるのかなのか、そこら辺の調査はされておりますか。

○山崎子育て総務課長

きちんと待機児童が何人ということではやっていないわけではございませんが、当然、お問合せのほうは来ているようなところがございます。とiroでも、週1回通ってこられるということになっておりますが、それ以外にも佐賀市内のほうには事業所がございまして、とiroのみに通っておられる方が40人、プラス1事業所に通っておられる方は22人、プラス2事業所に通っておられる方が3人、プラス3事業所に通っておられる方が1人ということで、66人ということになっております。

事業所は先ほども申しましたように市内のほうに数多くございますので、とiro以外にも併用して通っておられるということで認識しております。以上です。

○松永憲明委員

そうすると、施設のスペースだとか、あるいは指導の体制だとかということは今後広げていくような考え方はお持ちでしょうか。それとも、現状のままでいくという考えなんですか。

○山崎子育て総務課長

今のところ、施設で受け入れられる最大のところで受入れを行っておりますので、なかなかこれ以上受入れというのは非常に厳しいものでございます。そのほかの事業といたしまして、市内にも数多くの事業所ができておりますので、とiroのほうで培ったノウハウ等を研修によって広げていくということで、佐賀市内の事業所のほうにも還元していっているところでございます。以上です。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

○山下委員

その上の発達障がい児支援事業で医療機関の受診者数が11人ということですが、これは推移といたしますか、状況は増えているんでしょうか。

○山崎子育て総務課長

令和3年度が11人でございます。令和2年度は20人、令和元年度は16人、平成30年度が18人、平成29年度が15人でございます。そのときの職員の体制であるとか、令和2年度は20人と多くなったときに、次の年度はちょっと少なくなったりという、そういう調整をしながら最大受け入れられる人数を受け入れているところでございます。以上です。

○山下委員

そのときの職員の体制によるというのは、つまりはどうなんですか、11人といったら結構少ないんですが、それは保護者の方の認識との関係とか、そういう相談に乗りながらつ

なげていくということの対応をできる体制が少なかったという意味なのか。今ちょっと体制等の関係と言われたんですが、11人というのはちょっと今聞いた数字の中では一番少ないんですけども。

○山崎子育て総務課長

先ほど11人と申しましたのは、66人のうちの新しく11人という人数でございまして、ちなみに令和4年3月31日現在では、年齢別に5歳児が16人、4歳児が9人、3歳児が21人、2歳児が11人、1歳児が9人、合計で66人というような年齢構成になっておりまして、新しく入ってこられる方と終了される方、そこら辺の見合いで受入れの人数も変わってくるかと思っております。以上です。

○村岡委員長

これは、特段傾向性があるというわけではないということですか。

○山崎子育て総務課長

特段あるものではございません。

○村岡委員長

よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

では、一旦ほかの御質疑がある方。

○川副委員

資料19の102のほうで、病児・病後児保育経費ということで延べ利用者数が667名、施設がかかるがものへやとぞうさん保育室ということで、それぞれ利用人数が分かればお答えください。

○山崎子育て総務課長

ぞうさん保育室が310人、かるがものへやが357人、合計667人でございます。以上です。

○川副委員

それぞれ南部と北部にちょうど分かれていると思いますけど、やはり地域によって、例えば、北部の方はぞうさん保育室だとか、そういうふうな感じで利用されていますかね。

○山崎子育て総務課長

特段住所のほうで、うちのほうで指定しているわけではございませんが、住所地であるとか、お仕事されてある場所であるとか、保護者都合のいいところを選ばれているんじゃないかと考えております。以上です。

○川副委員

次、103ページのクラスルームといろの関係で、就学前の児童発達支援事業所ですね、これは多分増えているかなと思います。それで、各事業所に対して令和3年度が7事業所ということですけど、今の事業所がどのくらいあるのか、今後もずっと事業所全てを網羅して、専門的な療育のノウハウを伝えていくのか、そこら辺の考えをお願いします。

○山崎子育て総務課長

市内の児童発達支援事業所の数でございますが、令和4年7月1日現在で43事業所ございます。令和3年度に7事業所のほうで研修を行っておりますが、期限をいつまでということでは区切っているわけではございませんが、今のところ、このまま続けていく予定でございます。以上です。

○村岡委員長

全部網羅する予定ですかということです。

○山崎子育て総務課長

希望を取って研修のほうを行っておりますので、うちのほうが全部を網羅するまでというよりも、やっぱり希望に応じたところで実施していきたいと考えているところでございます。以上です。

○村岡委員長

川副委員、よろしいですか。

○川副委員

はい。

○村岡委員長

じゃ、関連で。

○山下委員

それで、私も全体でどれぐらいかというのを聞いたかったんですが、結局、これまでに参加された事業所というのは43のうち何か所と、参加されていないところというのは——まず、何か所参加されているか。

○山崎子育て総務課長

実績といたしましては令和3年度が7事業所で、令和3年度から始めておりますので、令和4年度が10事業所ということで今のところなっております。以上です。

○山下委員

これは介護のときにも問題になるんですが、研修会をやったりしても、小規模な事業所の場合、スタッフが出せないと。出したくてもその研修に派遣できないとか、そういう事情がある。だから、希望を取ってと言われるんですが、希望したくてもできないというようなケースも出てくるかと思うんですね。だから、そこら辺のフォロー策といいますか、そこら辺は考えておられるんですか、まだ始まったばかりとはいえ。

○山崎子育て総務課長

令和3年度から始めた事業でございますので、いろいろ山下委員おっしゃったような問題点とか、研修を受けられても辞められたりとか、いろいろ話は聞いておりますので、そこら辺の問題点は拾い上げて、今後の対応に生かしていきたいと考えております。以上です。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

○松永憲明委員

同じ資料19番の106ページ、民間委託の児童クラブに勤務する職員の処遇改善を行ったということでありましたけれども、どういうふうな賃金改善になっているのか、ちょっと具体的に教えてください。

○山崎子育て総務課長

民間の5児童クラブのほうで処遇改善に対して補助を行っておりますが、国からの基準が、給与が9,000円以上の賃金改善を行うことということで来ておまして、その9,000円というのが常勤のフルタイムの職員ということになっております。常勤の職員の方はそういう金額になるんですが、それ以外の方は、常勤から勤務時間等の換算によって賃上げのほうを割合で計算して行うということになっているところでございます。以上です。

○松永憲明委員

そうすると、実際どれだけ、何時間勤務したかということで、1時間当たりの賃金を算出して上乘せしたということなんですね。

○山崎子育て総務課長

フルタイムの勤務時間からの割合というか、時給で申しますと週15時間とか、そういう割合で9,000円からの割り戻した金額で賃上げするというところでございます。以上です。

○松永憲明委員

そういう手だてを講じたことによって支援員の方の確保ということがうまくいっているのかどうか、そこら辺はどうなんですか。

○山崎子育て総務課長

金額的に9,000円で3%というところもございますので、実際にそれがどれぐらいの数字に結びついたかというのは、まだそこまで結果のほうを検討している段階ではございません。以上です。

○山下委員

101ページの児童クラブ運営経費の件で、4年生以上を受け入れている7校区の内訳をお示してください。

○山崎子育て総務課長

開成が6名、松梅5名、富士が4名、北山が9名、三瀬が2名、中川副が4名、大詫間が2名、以上の7校区32人でございます。

○山下委員

スペースと指導員の関係ということにもなると思いますが、開成で6名というのは、むしろ珍しいと今思ったんですが、要するに旧市内のところというのがほとんど、前、4と言っていたときに入っていたようなところでもないような感じがしているんですが、

やっぱり3年生以下のほうが増えていて、4年生がもう受け入れられなくなってしまっているという状態なんですか。

○山崎子育て総務課長

登録児童数は毎年度人数が多くなっておりまして、4年生以上が去年より減っているということは、3年生までが増えたということでございます。以上です。

○山下委員

条例上は4年生以上も受け入れるということになっているわけで、その事情は、施設とかの条件がというのは分からないじゃないですが、現実には保護者の要望というのがある中で、しょうがないですよということではかない状態ですか。それともやっぱりここは何とかしようと思っておられるのかどうか、そこはどうなんですか。

○山崎子育て総務課長

6年生まで受け入れるということで以前から取組はしているんですが、やはり3年生までの申込みがかなり増えてきたということで、なかなか4年生以上までいけていないというのが現状でございます。

ただ、条例上そういうふうになっておりますので、場所の問題、それから指導員の問題を解決できたところから、一足飛びにというのはなかなか厳しいかと思いますが、できるところから増やしていきたいとは考えているところでございます。以上です。

○山下委員

ちなみに最初に待機児童が18人と言われていたのは3年生以下の人数なんだろうと思うんですね。だから、本当は、条例上は4年生以上も含めて待機児何人というふうにつかむ必要があると思うんですよ。なので、これまでも4年生以上は塾に行ったり、何かかんで特に来ようと思っていないですもんねみたいな話がね、そういう傾向があるとかいう理由を述べられていることもありましたが、ここはきちんと、御家庭の事情とかもあるでしょうから、4年生以上で入りたいと実は思っているというのが各校どれだけおられるかというのは、きちんとつかんでおられるのかどうか。つかんでいないとすればつかむべきだと思いますが、そこはどうなんですか。

○山崎子育て総務課長

4年生以上につきましては、やはり本当に実際に受付してみないと、利用料金等もかかりますので、なかなか正確な数字はつかめないとは思いますが、アンケート等は適宜取って、参考になる数字はつかんでいるところでございます。また、やっぱり他自治体等の各学年の申込み状況等の割合も非常に参考になりますので、そこら辺で大体参考になる数字はつかめていると考えておりますので、今後はやはり先ほど申しましたように場所と指導員の確保をするために、今、各学校のほうを私も回らせていただいて、場所の確保ができたところから指導員の確保に努めていきたいと考えているんですが、先ほども処遇改善ということで待遇の改善をしてはいるんですが、なかなか6年生まで回せるような数の

指導員を集めるというのがやっぱり一番厳しいところがございます、いろいろ考えながら、広報等もいろいろ工夫しながらやっておりますが、引き続き、なかなかこれだというような対策はありませんが、地道に募集は続けていかなければいけないと考えているところでございます。以上です。

○山下委員

これは私たちが議会で考えていく上でも、どの地域に要望が多いのかとかいうことをきちっと分かっていたほうがいいと思うんですね。だから、できれば私はその資料として、アンケートを取っていらっしゃるとおっしゃっていたので、アンケートの内容といいますか、結果というか、それはぜひ出してもらいたいと思います。

だから、18人の待機児とともに4年生以上の受入れがどうなっているか。今ちょっと数字をおっしゃっていただきましたけれども、プラスの、アンケートではどの学校がどれだけ要望があるよというのがあるのであれば、それは出してもらえないでしょうか。

○山崎子育て総務課長

アンケートの結果でございますので、参考ということでお出しすることはできるかと思えます。ちょっとまだ集計をきちんとまとめきれていない部分もあるかと思うので、今日中というのはちょっと厳しいかと思うんですが、委員会が終わるまでには資料を作成して提出させていただきたいと思えます。以上です。

○村岡委員長

じゃ、今の期日でよろしいですか。

○山下委員

そもそも毎年、兄弟がおられるところもそうだし、4年生に上がられるというのもあるでしょうから、本来は利用世帯アンケートというか、きちんと取って、もし4年生以上も受け入れるとしたら利用したいですかということきちんと毎回聞いていくということはあったほうがいいと思うんですね、次の見通しも立つと思うので。そこら辺を含めて今あるのは、おっしゃっていただいたようにぜひ出していただきたいと思えます。

○村岡委員長

では、ほかに。

○福井委員

飛びますけど、116ページかな。母子生活支援施設事業措置費のほうで、御説明の中で、令和3年度分については世帯が少なくなりながら経費が増えたと。360万円ぐらいですかね。ここら辺の理由。こういう傾向というのはどんなふうに捉えられているのか。その辺の背景をどんなふうに捉えられているか、ちょっとその辺を御説明いただきたい。

○末次こども家庭課長

施設の措置単価というものの、1世帯当たりの措置単価というのは大体平均しますと30万円から35万円ぐらいになっているんですけども、それにその施設の定員世帯数を掛け

て、それを入所世帯数で割ったものが1世帯当たりの単価というふうには実際払うときにはなりません。定員があって、実際の入所世帯の数——例えば、30万円の措置単価で施設の定員が20世帯だったとしたら600万円になりますけれども、600万円に佐賀市から1世帯措置しているとしたら、それに1を掛けて、実際の施設の入所世帯が15世帯だったとしたら15で割るという計算式で出したものが実際の1世帯当たりの措置金額になりますので、もともと満室であれば30万円だったものが15世帯しか入っていなければ40万円というふうな計算になります。なので、措置している各施設の入所世帯数が少なければ1世帯当たりの措置費が高くなって、満室に近ければ安くなるというような計算になります。ですので、佐賀市が措置している施設が今7施設ほど、全国というか、市外も含めてあるんですけれども、あちこちの各施設と入所世帯数が少なくなっている傾向にあるのかなと考えております。

○福井委員

ということは、今、最後おっしゃったみたいに、支援の部分については全体的に減少傾向にあるというふうになるわけですかね。

○末次こども家庭課長

経年の傾向までは分かりませんが、去年は入所世帯数が一時的に落ち込んだ状態にあると考えております。

○福井委員

従来、こういうふうな算定の仕方はしていたわけですね。

○末次こども家庭課長

算定の仕方は変わっておりません。

○福井委員

全体的にそうやってきた場合、要するに措置の分の傾向の捉え方というのはちょっと分かりにくいので、その辺は何というか、こういう表現のままだとなかなか分かりにくいので、もう一つ違ったようなそういうあれができないのかなという感じは持つんだけど、その辺どうなんですかね。つまり、現状の推移というものをきちんと示す上では、措置の件数、そして、実態的に母子福祉、母子家庭の状況はこうなんだという実数を出すというのは、そういうものをもう少し出していただけたほうが分かりやすいんじゃないかという気がするんですけど。

○末次こども家庭課長

実際の措置世帯数を年度末時点というような形でお出しすることはできると思います。

○川副委員

118ページ、児童扶養手当給付経費ですけど、受給者資格が2,400人で、受給者が2,100人ということで、300人ちょっと人数が少なくなっていますが、これはどういうふうな理由ですか。

○末次こども家庭課長

児童扶養手当の受給資格はある、独り親であるというような資格はあるけれども、支給されていない、支給停止になっていらっしゃる方が一定数おられて、それは所得オーバーの方がほとんどです。

○村岡委員長

ほかに。

○山下委員

2つあるんですが、ちょっと1つ、簡単なほうから。

さっきの102ページの病児・病後児保育のほうでちょっと聞きそびれたんですが、この利用者数というのは2か所の利用者数という意味なのか、佐賀市の人を利用した数という意味なのか。つまり、これは広域的な対応になっていますよね。なので、市外でここを利用した件数も含まれているのかどうか。

○山崎子育て総務課長

先ほど申し上げた数は、その施設の利用者数ということで市外の件数も含まれております。以上です。

○山下委員

市外が自治体別とかなんか、何か集計されているのでしょうか。

○山崎子育て総務課長

集計はありますが、ちょっと今手持ちでございませんので、準備いたします。しばらくお時間ください。

○村岡委員長

大体どれくらいの割合とか、全然分からないですか。10分ぐらい要るそうです。一旦止めて、もう一つのやつ。

○山下委員

要するに傾向は多分少ないんだろうなあとは思いつつなんですが、広域的に対応してと、当然他の自治体の負担金といいますか、そういうことも払ってもらっているとは思いますが、何というんですかね、その2か所で足りているんだろうかという感じがちょっとするんですね。なので、その辺の協議とか話合いというのがもしあっていれば、そこをお聞きしたいなと思っての質問でした。これは10分ぐらいしてからということなので、そこを見通した上で回答を準備してください。

それと、もう一ついいですか。

○村岡委員長

はい。

○山下委員

もう一つは、103ページの一番下の子育て支援短期利用経費ですね。ショートステイと

トワイライトステイを示してありますが、ちょっと具体的に内容を示していただきたいと思えます。

ちょうど昨年の12月定例会のときに緊急保育の問題でやり取りがあったという経緯もありまして、毎日送迎どころか、独り親家庭の方で入院されてというときに、こういうショートステイだとかなんかというのが示された感じがあまりしなかったもので、そもそもショートステイも施設は1か所ではないと思えますので、どういう対応をされているのかというところをちょっと御説明ください。

○末次こども家庭課長

まず、ショートステイですけれども、保護者の疾病等の理由によって家庭での養育が一時的に困難になった乳幼児や児童を、原則7日を限度として、保護者の申請によって児童養護施設等でお預かりするものになっております。委託の施設は、乳児院みどり園、児童養護施設聖華園、同じく児童養護施設清光園、それから、かみぞのホームの4施設となっております。

あとトワイライトステイ事業ですけれども、こちらは保護者が仕事などの事情によって緊急一時的に平日夜間及び休日に不在になり、養育が困難な場合に、原則として週に3日以内、月14日までを児童養護施設等でお預かりするものとなっております。委託施設はショートステイと同じとなっております。以上です。

○山下委員

4か所の施設の内訳といいますか、この32人の内訳はわかりますか。

○末次こども家庭課長

みどり園が11人、23日間、聖華園が6人、23日間、清光園が15人、69日間、かみぞのホームは空きがなくてゼロでございました。以上です。

○山下委員

空きがないということは、それぞれ少し余裕を持ってあるのかどうかですね。かみぞのホームのようなことになってしまうと言ったらあれなんですけど、要するにショートステイさせてくださいといったときに、うちは駄目、今空いていませんみたいなことになってしまった結果なのか。事業所としても、どれだけ来るか分からないというふうなこともあるかもしれませんが、一応これぐらいは用意していますというのがあるのかどうか。

○村岡委員長

定員というか、枠というか、そういう考え方ですね。

○末次こども家庭課長

必ず空けておいてくださいというお約束はできてはおりません。入所児童の空きがあれば、お預けすることができるということになっております。

あと感染症等の蔓延などで、施設の状況が子どもを外からお預かりすることが難しいときなども、ちょっと受入れをお断りされることはあります。

○山下委員

結局、佐賀市として最終的にどうフォローするかというところを持っていないと、結果駄目でしたので、じゃ、もう結果駄目でしたからということになってしまうとまずいのではないかと思うんですが、そこら辺の最後の最後の手段というのを市としては考えてあるんでしょうか。

○末次こども家庭課長

佐賀市の委託施設に全て当たってみて、どこも駄目だったという場合は、最終的には児童相談所をお願いしまして、児童相談所に佐賀市外の児童養護施設等にも当たっていただいて、どうにか受入れをこれまではできてきているところです。以上です。

○村岡委員長

最終的にはそういうところまでの対応をされているということです。

先ほどのやつはまだですね。

じゃ、ちょっと先にほかの。

○福井委員

117ページの児童虐待防止ネットワーク推進経費なんですが、このページの中におけるものと身体的な虐待、あるいは心理的虐待がかなり増えてきているという、こういうふうなお話もありましたが、要保護児童の数は508人とかというふうにちょっと伺ったんですが、この辺ちょっと、傾向として3年間ぐらいの数字は分かりますか。

○末次こども家庭課長

令和2年が479人、令和元年は414人、平成30年は327人、年々増加の傾向にあります。

○福井委員

児童虐待というのは大変社会的にも大きな問題になってきているし、取組をしっかりとなくちゃならないと思うし、悲惨な状況の結果がね、虐待の結果として亡くなるようなケースもあるし、最近の新聞を見るとしょっちゅう出ているような感じもあるので、こういうものをつくりながら、この数字、令和4年は聞くわけにはいかないとしても、やはりこういうふうにして増えてきている。少なくとも、令和元年じゃなくて、その前の年からすると200人ぐらい増えていますよね。この辺の対応というのは、本当に数字の背景をしっかりと対応しなくちゃいけないとは思いますが、少なくともこうやって増えてきている現状について、執行部としての考え方というのはどんなふうに考えていらっしゃいますか。総括されているのか。

○末次こども家庭課長

要保護児童というのが、佐賀市においては、児童虐待を受けているというのが確認された上で今後も再発の可能性がある児童というふうにしていって、その児童が年々増加してきているという状況にあるんですが、この増加の傾向というのはずっと続いていて、以前に比べると虐待に気づいたら通報しなければいけない、通告しなければいけないというよ

うな知識も——知識というか、そういう機運というか、住民の方の機運も高まっていますし、関係機関である学校とか保育所などからの通報も増えていて、把握が以前に比べてより多くできるようになってきていて、比較的、重篤化する前に把握できているケースが多いのではないかなと思っています。

このように佐賀市が把握して、きちんと登録すると、定期的に情報収集を所属機関にいたしますし、関係機関を交えた検討会議なども行っていきますので、関係者の情報共有ができて、比較的早期に気づいて早期対応というようなことができやすくなると考えています。そして、そういうふうにすることで登録者数はどうしても減らすという方向には行きづらいんですが、重篤化しないように早く気づいて早く対応というようなことでやっていければと考えております。

○福井委員

参考までにちょっとここに書いてある佐賀市の要保護児童対策地域協議会というものがありますが、この運営というのはどんなふうに——やっぱりこれは市当局が絡んで、月々とか、あるいは何らかの形で連絡協議会をされているということですよ。ちょっと確認です。

○末次こども家庭課長

こども家庭課内にその調整機関、事務局を置いておまして、職員が中心となって、その要保護児童とか、あと要支援児童、支援しなければ虐待のリスクがある御家庭とかですね、産後の支援をしなければ生まれてくる赤ちゃんの養育が危険になるおそれがある特定妊婦という、この要保護児童と要支援児童と特定妊婦という3つの支援対象者の方をこども家庭課内にある要保護児童対策地域協議会の調整機関で管理して、情報集約して、関係機関と共に見守って、対応支援しているというような状況になっております。

あと代表者会議を全ての関係機関を集めて年に1回開催して、実務者会議を年間に24回開催しております。あと個別ケース会議がここにありますように、年によって前後しますが、去年は171回開催しているところでございます。以上です。

○村岡委員長

ほかに御質疑。

○山崎子育て総務課長

先ほどの山下委員の御質問でございますが、令和3年度の実績といたしましては、神崎市が13人、小城市が1人、吉野ヶ里町が3人の合計17人でございます。佐賀市が650で、合計が667名となっております。

病児・病後児保育の量が足りているのかという御質問でございますが、小城市にも1つ、病児・病後児ができたということもございます。それから、市内で申しますと、民間の保育所等で3か所、病気時に対応できる託児施設がございます。そういうものを考えますと、ちょっとコロナ禍ということもありまして、今、本市の子ども・子育て支援事業計画

において、量の見込みということで出しておりました数字が令和3年度で1,577ということになっておりますので、今の実績から見ましてもまだ余裕があると考えているところでございます。以上です。

○村岡委員長

2か所での見込みが1,500程度、実際が今六百幾らだということで、余裕があるのではないかというお示しでした。山下委員、その後。

○山下委員

要するに距離的な問題もあるし、なかなか実際使うのかなという感じもしていたわけですが、利用があるんだなというのは分かりました。

すみません、さっきちょっと言いそびれたことがあったんですが、緊急保育の件で意見というか、質問も含めてですが、結局、今の説明というのは、もし緊急にこうなった場合にはということが、ホームページを見ていてもあまり見当たらないんですよ、困ったときにどう相談したらいいのかというのが。12月定例会のときのやり取りの後、こういうふうにしますという考え方は示されていましたが、保護者から見たら、もし困ったときにはこういう流れになるんだというのは分かりたいわけですよ。なので、そういうことがちゃんと示されたほうがいいんじゃないかと思うんですが、ホームページを見ていても一時預かりしか載ってなくて、一時預かりは原則として入所、入園していない人と書いてあって、もうその時点では駄目じゃんということもあるわけですよ。だから、そこを全部考えて緊急的な対応の場合はこうですと、委託はこういうところに委託していますという、ちゃんと分かるように情報を示していく。もしそこも駄目だったときに最終的にはこういうことになりますよというところまでぴしゃっと書いてもらおうと、ああ、そうなんだというのが分かると思うんですが、今はどこを見たらいいんでしょうという状態になっているんですよ。ホームページを見ていても情報がない。それで、電話かけたら、そのときの状態でいろいろあるということになってしまうと、ちょっと見えてこないの、その辺はどうなんですか。情報発信。

○村岡委員長

前回資料でフローチャートみたいなのをつくって見せていただいたのはあるかと思うんですけど、そういったものの情報発信としての考えはどうかということ。

○大松子育て支援部長

緊急保育の考え方でございますけれども、やはりいろんなケース・バイ・ケースで対応しなければいけないということで、その人の実情を十分把握するということがまず第一なのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、どうしてもそういった方々がホームページを見られて、よく分からないというふうな御意見もあるかと思えます。そういった形のときに、どこを見ればいいのか、どこに相談すればいいのかというのが分かるような形で今後掲載というのを考えていきたいとい

うふうに思っております。

また、緊急保育の考え方でございますけれども、まずは保育幼稚園課のほうの一時預かり等を検討していただくということになっておりますので、保育幼稚園課に御連絡していただくというのが一番なのかなというふうに思っております。その上で、こども家庭課につないだほうがいいのか、その時々、その人の御事情により判断させていただきたいというふうに考えております。

○山下委員

何か佐賀市がいろいろポータルで、その人に対する必要なことをプッシュ型で情報発信しますという方針を出してきているわけなので、どこの課に言わなきゃいけないとかいうことでなく、このテーマで、だったらどの流れになるのかということの全貌がまず見えてくると、自分がどこに当てはまるかというのはそこから見えてくるというパターンになるかと思うんですね。なので、何しろその全体が分かることをちゃんとまず示していきたいと。そちらの内部だけでフローチャートを持つとくんじゃなくて——ということなんです。

○大松子育て支援部長

本当にその御本人、相談している方の実情をやはり把握した上で、きちんと御案内できるような形を示していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○村岡委員長

それでは、ほかに御質疑のある方。

○松永憲明委員

先ほど福井委員のほうから児童虐待防止ネットワーク推進事業についてのお尋ねがございましたけれども、ここの受理件数、合計107件と、先ほど答弁がありました保護児童数508人という人数が大きく乖離しているので、そこがどういう関係になっているのか、ちょっと数字的なものからまず説明ください。

○末次こども家庭課長

107件といいますのは、その年度に新たに虐待を受けたというふうに確認できたお子さんの数になります。508件というの、それも含めた令和3年度末時点の登録数になります。

○松永憲明委員

先ほどの福井委員のほうからも社会的に大きな問題になっている案件もあるということで、死亡事件に発展したというケースのことをおっしゃっておったと思うんですけども、年々、こういった件数で増えてきているような状況になってくれば、これはちょっと看過できないなというふうに思うんですよ。ですから、この辺について警察との連携というのは何かされていますでしょうか。

○末次こども家庭課長

警察のほうに通告が入った場合は、基本的に児童相談所のほうに連絡されるようになっ

ています。ですので、警察への通報が直接市のほうに来るということではないんですが、警察で受理した虐待と思われる件数については情報提供いただいております。うちのほうでもその情報をいただくと、学校とか保育園とか、関係機関のほうにその後の状況はどうかなどの確認をしたりというところでやっておりますし、あと警察が関わるようなDVが絡んだりとか、身体的虐待などでひどかったケースなどについては、個別ケース検討会議などには来ていただくなどの連携をしております。もちろん代表者会議のメンバーにも警察に入らせていただいているところです。

○松永憲明委員

いろんな対応をされていくわけですがけれども、解決していった案件というか、件数というのがわかりますか。年度ごとに何件解決していったのかと。

○こども家庭課職員

令和3年度の終結ケースですけれども、56件、状況安定や移管終結ということで終結を行いました。

○松永憲明委員

令和3年が56件解決したということですね。それじゃ、令和2年、令和元年あたりはどんなんですか。

○村岡委員長

遡ってデータはありますか。

○末次こども家庭課長

終結件数のデータはございますが、ちょっと手元にないので、確認してからお答えしてもよろしいでしょうか。

○村岡委員長

では、調べていただく時間をいただいて、ほか続けますか。

○松永憲明委員

佐賀市としてこの案件について、これまでの対応だけでいいのかどうか、今後、社会的ないろいろな現象の中から新たな対応というものを模索すべきではないかなとも思うんですが、そういった点について何か考えられているようなことがございますでしょうか。

○末次こども家庭課長

新たな対応ということではないんですが、今、死に至るようなケースというのは、やっぱり乳幼児が多うございます。特定妊婦の把握をよくするためには、現在、健康づくり課と定例で会議を持って、気になる妊婦ということで産後の支援を強化するなど近年取り組んでいるところです。あとやはり保育園とか幼稚園、小学校、中学校などとの連携をより一層強化しながら見守っていくしかないかなと考えております。

○大松子育て支援部長

佐賀市のほうでは令和2年度に、先ほど課長のほうからも説明させていただきましたけ

ど、子ども家庭総合支援拠点を設置いたしました。このときに、職員を3名、専門職を増員しております。臨床心理士2名、それから社会福祉士を1名増員して、相談支援体制の充実を図ったところでございます。これはまだ県内でも佐賀市以外はあまり設置されていないような状況かと思いますが、佐賀市が先進的に取り組んだところでございます。したがって、私どもはこのような体制の強化によりまして、先ほど松永憲明委員がおっしゃったような重篤な事案に対しまして、きちんと対応できるよう支援体制を整えたところでございます。今後も関係機関と十分な連携を取りまして、このような重篤なケースが発生しないよう、綿密な連携関係を取っていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○福井委員

松永憲明委員との絡みと、今の部長の答弁も絡めてですが、いいですか。部長が今ちょっと児童支援の拠点と言われた部分についての、いわゆる相談の件数、具体的な——令和2年につくられたわけですね。その分の件数はこれですね、今出てきている数字ということですね。

それともう一つは、56件が何ケースと言われたかな。

(「終結ケース」と呼ぶ者あり)

終結ケースというのはどういう状態になったということなのか。ずっと件数が出ておりますけど、その終結ケースはどんな状態だったのか。

○末次こども家庭課長

状況安定のケースと、その終結56人の中には移管というか、転出も含まれております。それと18歳到達の3種類になっております。状況安定と転出と18歳到達になっております。

○村岡委員長

ちなみに56件の内訳とか分かりますか。

○末次こども家庭課長

状況安定が17人、転出が27人、それから18歳到達が11人、その他が1人、ちょっとその他の理由は確認いたします。

○福井委員

状況安定が17人で、転出が27、転出ということは、つまり、もう完全にそこから離れていってしまうというふうなことなんですね。

○末次こども家庭課長

市外に転出されたケースになります。

○福井委員

市外転出は家族全員が、つまり、お子さんの問題があったものも全部含めて転出されちゃったということで、問題の本質につながっているのかどうかと、その辺の確認はどうなんですか。

○末次こども家庭課長

終結の内訳が56人で、そのうちの状況安定したというものは17件になっており、転出した方というのは、課題が解決したわけではございませんので、必ず情報提供書を転出される先にお送りすることで、また支援をその先でやっていただくように、つなぐようになっております。

○村岡委員長

では、一旦ほかにまだ御質疑があれば。

○山下委員

その要保護児童対策地域協議会の構成メンバーというのはどういう方たちなんですか。

○末次こども家庭課長

まず児童相談所、それから医師会、歯科医師会、警察署、消防署、小・中学校、私立保育園会、私立幼稚園・認定こども園連合会、子ども・子育て支援会、児童養護施設、乳児院、民児協、母子保健推進員協議会、社協、あと母子生活支援施設、県DV総合対策支援センター、あとNPOの佐賀VOISS、さがこまち、あとスチューデント・サポート・フェイスなどです。

○山下委員

これは定期的な会議になっているのか、いわゆるケア会議という位置づけで開かれているのか、それはまた別に、ケア会議は個別に開いていく状態になっているのでしょうか。

○末次こども家庭課長

先ほど申しあげました構成機関が一堂に会する代表者会議というものは年に1回開催しております。実務者会議といって主に関わる関係課とか児相とかに集まっていたりして、それが24回、個別ケース検討会議は随時開催するものにしておりまして、それが去年は171回でした。以上です。

○山下委員

まるごと相談窓口だとか、それから入ってくる部分とかもあると思うんですが、今後は重層的支援体制との関わりとかも出てくるんだろうと思うんですが、そういう横から流れてきた部分とかいうのも結構含まれているんでしょうね。

○末次こども家庭課長

代表者会議の機関に直接的には入ってなくても、ケースに直接関わる機関はこの要対協の会議に呼んでいいというふうになっておりまして、関わったケースについて会議が開かれるときには入っていただくこともございます。

○村岡委員長

では、先ほどの件よろしいですか。

○こども家庭課職員

終結の経年的な数ですけれども、令和2年55人、令和元年36人、平成30年40人、平成29年49人。以上です。

○村岡委員長

福井委員、よろしいですか。

○福井委員

令和3年の場合に17件だったのは、これは何やったかな。

○村岡委員長

状況安定。

○福井委員

この状況安定の数は分かりますか。

○末次こども家庭課長

ちょっと今、調べないと分からないです。今はデータ化したものがないです。

○村岡委員長

上げないと無理ということですね。

○末次こども家庭課長

はい。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、子育て支援部の審査を終了したいと思います。

子育て支援部の職員の方は退室されて結構です。

◎執行部退室

○村岡委員長

ちょっとこの後、委員間の協議をしたいと思いますので、20分まで休憩を取りたいと思います。

◎午後3時11分～午後3時20分 休憩

○村岡委員長

それでは、再開いたします。

本日の決算議案審査に関して現地視察の希望はございますか。まず、取りあえず子育て支援部の内容についてということで、特にはないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかの審査内容まで加味した上で最終的には決定したいと思います。

では、本日の決算議案審査、子育て支援部において、委員会としての意見・提言を取りまとめる案件の候補というものを伺いたいと思います。委員の皆様から意見・提言を取りまとめたいという事業案件、何か候補はございますでしょうか。子育て支援部の皆さ

んのやり取りの中では、例えば、放課後児童クラブの登録についてのことであったり、子育て短期、ショートステイ、トワイライトステイのやつですね、それと児童虐待のことなんかをちょっと、やり取りとしては多くしたところかなというふうにこちらで把握していますが、何か事務局のほうから特にほかありましたか。

(発言する者あり)

ですので、やり取りの部分につきましては、当然委員長報告も通常どおり行っていくことにはなると思っていますので、それを踏まえた上で、改めて意見・提言という形での取りまとめの必要があるかどうかといったところになります。

○山下委員

資料請求している途中なのでですけど、放課後児童クラブの4年生以上の受入れのニーズ調査といいますか、アンケートとか——だから、どうしても待機児というときに3年生以下しか頭がない状態で、全体としては、4年生以上も含めて条例との関係では整備していくという方針がちゃんとないと、何かできたところからとか、やってみないと分からないとか言っているのはやっぱり市の都合でしかないように思うんですね。なので、そこはちょっと資料を見た上でとは思いますが、こちらも、さあ、すぐ、いつつくれとかいうことはできないかもしれないけれども、やっぱりそこら辺の考え方といいますか、構えというか、計画的にここから整備していくとかという、そういう姿勢がないといけないのではないかなと思うんですね。それで、今までも児童クラブの専用教室を増設したりするじゃないですか。そのときに4年生以上の受入れをほぼ想定していない感じで、今の待機者は全部入れますという程度にしか考えていない中で、できてみたらかなり狭かったりとかですね。これじゃ、4年生以上はそもそも無理じゃないかと思ってしまうような状態になっているわけなので、その発想をやっぱりちゃんと切り替えていかないといけないのではないかなという感じがしているんですよ。なので、資料を見た結果にはなると思うんですが、そこら辺は少し念頭に置いていただければと思います。

○村岡委員長

この点については、今、資料請求している点でもありますので、改めてこの点については7日になりますよね。まず、報告を聞いてからというような形になるかなと思います。

では、子育て支援の分についてということでお伺いいたしましたが、ほかの部の審査内容によってどういう形で取り上げるのかというのは再度協議させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、委員の皆さんからほかに何か御意見、よろしかったでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、これらの案件については、改めて9月7日に再度協議させていただきたいというふうに思います。

では、次の委員会は、あさって9月7日の午前9時を予定しておりますので、よろしくお

願いたします。

これで本日の福祉教育委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

令和 年 月 日

福祉教育委員長 村 岡 卓